

## 「デジタル終活セミナー」

～デジタル遺品の探しかた、しまいかた、残しかた～

近年、デジタル技術の進化によってインターネットが生活の道具として身近なものとなり、私たちの暮らし方もずいぶん変わりました。スマホの普及で、誰でも居ながらにして商品を購入したりサービスを利用したり、金融サービスもWEB上で管理出来るなど、大変便利になった反面、取引内容をしっかり把握出来ていないと、思わぬ不利益や損失を被ることになります。

本講座では、「デジタル終活」に詳しい専門家を講師に迎え、デジタル社会に必要な「デジタル資産」について、万に備えて普段からどんな管理をしておけば良いのか、また、遺族の立場では、どのような手順で「デジタル遺品」を探せば良いのかについて、分かりやすく解説していただきます。



### 講師

日本デジタル終活協会 代表理事 **伊勢田 篤史** 氏

一般社団法人緊急事業承継監査協会 代表理事  
となりの法律事務所パートナー 終活弁護士・公認会計士

「相続で苦しめられる人を0に」という理念を掲げ、終活弁護士として、相続問題の紛争予防対策に力を入れている。

主な著書に

『(第2版) デジタル遺品の探しかた・しまいかた、残しかた + 隠しかた』(共著 日本加除出版)

『緊急事業承継ガイドブック 社長が突然死んだら』(税務経理協会) 等がある。



### 日時

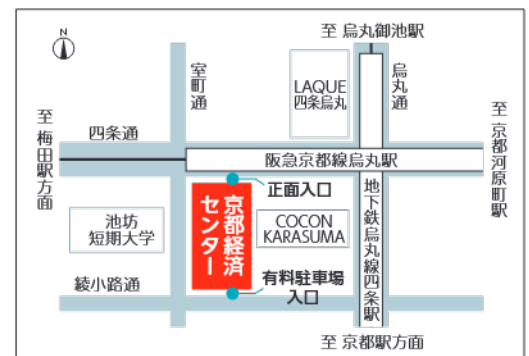
令和7年2月1日(土)  
午後2時～午後4時(受付・開場:午後1時30分)

### 会場

京都経済センター 3階 大会議室3-F  
(〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地)

### 申込期間

令和7年1月6日(月)～1月28日(火)



- ◇ 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札口出て26番出口直結
- ◇ 阪急電車京都線「烏丸駅」西改札口出て26番出口直結
- ◇ 京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

#### 【京都経済センター駐車場・駐輪場】

- ◇ 駐車場 B1F、B2F 40台(有料)
- ◇ 駐輪場 1F 100台(有料)

※ 駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通(バス・地下鉄)をご利用ください。

申込方法は裏面を御覧ください。

# 「デジタル終活セミナー」～デジタル遺品の探しかた、しまいかた、残しかた～

**申込方法**

FAX、メール、又はホームページの申込フォームから、  
 ①件名「消費者問題学習会」、②氏名(ふりがな)、③電話番号、④メールアドレス、  
 ⑤参加方法(来場又はオンライン)を御記載のうえ、お申し込みください。  
 [参加の可否については、メール又は電話で御連絡いたします。]

**申込先**

京都市消費生活総合センター  
 FAX番号：075-366-2259 (この紙面下部が専用FAX用紙になっています)  
 メールアドレス：soudan@city.kyoto.lg.jp  
 ホームページ：https://kyoto-soudan.jp/ 申込フォームはこちら →  
 (1月6日から)



**問合せ先**

京都市消費生活総合センター(平日 午前9時～午後5時)  
 TEL番号：075-366-2250  
 FAX番号：075-366-2259

**FAX用 申込用紙**

<宛先> 京都市消費生活総合センター  
 FAX番号：075-366-2259

|   |  |
|---|--|
| ① 件 名                                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消費者問題学習会</div><br><b>「デジタル終活セミナー」</b><br>～ デジタル遺品の探しかた、しまいかた、残しかた ～ |
| ② 氏 名                                   | (ふりがな)<br>-----  |
| ③ 電話番号                                  |  |
| ④ メール<br>アドレス                           | (オンライン参加の方は必須 来場参加の方には、参加の可否の連絡のため使用します。)  |
| ⑤ 参加方法<br><small>(いずれかを選んでください)</small> | <input type="checkbox"/> 来 場 <input type="checkbox"/> オンライン (Zoom)   |

※送信間違いに御注意ください。  
 ※本用紙に御記入いただいた個人情報は、本事業に関する以外に使用することはありません。



この印刷物が  
 不要になれば  
**「雑がみ」**  
 として  
 古紙回収等へ!

